

奥州市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、奥州市企業広告取扱要綱（平成18年奥州市告示第3号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が作成し、及び管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に有料で広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法)

第2 市ホームページへの広告（以下「ホームページ広告」という。）の掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクできるものをいう。以下同じ。）による。

(広告の掲載位置及び規格)

第3 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市ホームページのデザイン等を勘案し、市長が定める。

2 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、市長が適当と認めるときは規格を変更することができる。

(1) 縦50ピクセル、横148ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメーション不可）、又はJPEG、PNG

(3) データ容量 10KB以下

(4) 色彩 ア 市のホームページと類似した色彩を使用できない

イ アクセシビリティに配慮した色彩を使用する

(広告の基準)

第4 ホームページ広告は、要綱第3条に定めるもののほか通信販売に関するもので、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なものは掲載することができない。バナー広告から広告主の指定するホームページにリンクする場合も、同様とする。

(広告掲載の期間)

第5 ホームページ広告を掲載する期間は、当該広告を掲載する月の初日から末日までの1箇月を単位とする。この場合において、市のサーバーの保守その他やむを得ない理由により市ホームページの公開を停止するときにおいて

も広告を掲載する期間は延長しない。

2 前項において、ホームページ広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）又はホームページ広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）が次に掲げる日に当たる場合の扱いは、市長が別に定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 ホームページ広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告の掲載期間を複数の単位で希望することができる。

（広告掲載料）

第6 ホームページ広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定まる金額とする。

(1) 奥州市に主たる事業所又は支店を有する者 1 枠 1 箇月当たり 10,000 円
（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 県内に主たる事業所又は支店を有する者（前号に規定する者を除く。）
1 枠 1 箇月当たり 15,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、市長が指定する日までに一括納付しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、広告掲載を中止した日の属する月以降に係る広告掲載料を返還するものとする。

5 前項の規定により返還する広告掲載料は、利子を付さない。

（広告の募集）

第7 ホームページ広告の募集は、時期、広告掲載の位置、広告枠数等必要な事項を市ホームページ又は広報おうしゅうへの掲載その他の方法で行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第8 申込者は、企業広告掲載申請書（様式第1号）及び市税の納付状況調査同意書（様式第2号）を別に定める日までに、市長に提出するものとする。

（掲載する広告の決定）

第9 市長は、第8に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条に規定する奥州市企業広告審査委員会の審査結果を勘案したうえで、広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、第4に定める基準に適合する申込者（以下「基準適合申込者」という。）が広告枠数を超えるときは、次に掲げる順位により優先順位を決定するものとし、それにもより難いときは、抽選により決定する。

- (1) 奥州市に主たる事業所又は支店を有する者
- (2) 広告枠に余裕がある場合は県内に主たる事業所又は支店を有する者
- (3) 広告の掲載を希望する期間がより長い者

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、奥州市ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第10 市長は、ホームページ広告の掲載を決定したときは、広告主と広告掲載条件その他必要と認める事項を記した契約を取り交わすものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11 広告主は、市長が指定する日までに当該広告の電磁的記録（以下「広告原稿」という。）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の方法）

第12 提出された広告原稿は、市ホームページに広告掲載開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲載を始めることとし、広告掲載終了日の午後3時から午後5時までの間に取り除くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（市による広告掲載の変更）

第13 市長は、掲載期間満了によるホームページ広告の入替え、市ホームページデザインの変更等やむを得ない理由があるときは、掲載中のホームページ広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該ホームページ広告の位置又は順番を変更することができる。

（広告の変更）

第14 広告主は、ホームページ広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、掲載広告に係る変更申請書（様式第4号）を変更しようとする

する日の20日前までに市長に提出するものとする。ただし、内容を変更した場合においてその内容が反映されるのは、原則として月の初日からとする。

(広告掲載の取下げ)

第15 広告主は、ホームページ広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載の取り消し)

第16 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載の一時停止をすることができる。

- (1) 第6第2項の規定による広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第11の規定による広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告主の責務)

第17 広告主は、ホームページ広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

(委任)

第18 この要領に定めるもののほか、市ホームページの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所
氏名 国
〔 法人にあつては、法人名
及び代表者氏名 〕

企業広告掲載申請書

奥州市のホームページへ広告を掲載したいので、次のとおり申請します。

1 掲載希望印刷物等 奥州市ホームページ

2 業種（営業内容）

3 広告掲載の内容等

リンク先アドレス	http://
掲載希望期間 ※1箇月単位とし、掲載開始希望月から当該年度末までの期間を最長とする	<input type="checkbox"/> 年 月から 年 月まで（ 箇月間）
E-mail	
広告図案	別添のとおり
添付資料 ※新たに広告の掲載を申し込む場合のみ必要	(1) 法人の場合は事業概要のわかるパンフレット等 (2) 納税証明書（直近の事業年度分の法人税等の未納がない証明書、市外の業者のみ）

4 連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電話：

(3) FAX：

(4) E-mail：

様式第2号（第8関係）

市税の納付状況調査同意書

年 月 日

奥州市長 宛

広告掲載希望者	住所又は所在地 名称又は商号 代表者氏名 電話番号 担当者氏名 E-mail :	国
---------	---	---

私（法人の場合は、法人）の広告を奥州市の媒体に出すことの可否を審査する目的に、私（法人の場合は、法人）が奥州市に対し納めるべき市税について、奥州市が市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

様式第3号（第9関係）

年 月 日

様

奥州市長

印

奥州市ホームページ広告掲載（不掲載）通知書

年 月 日付けで申し込みのありました奥州市のホームページへの
広告掲載については、次のとおり決定いたしましたので通知します。

1 広告掲載の可否

(1) 決定事項

(2) 決定理由

2 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第4号（第14関係）

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所
氏名 国
〔 法人にあっては、法人名
及び代表者氏名 〕

掲 載 広 告 に 係 る 変 更 申 請 書

奥州市のホームページに掲載している広告について変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更内容

<input type="checkbox"/> 広告	図案は別添のとおり
<input type="checkbox"/> リンク先	http://

2 変更予定日 年 月 日

3 連絡先

- (1) 担当者氏名：
- (2) 電話：
- (3) FAX：
- (4) E-mail：